

甲斐市告示第 52 号

甲斐市空き家バンクリフォーム補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 11 日

甲斐市長 保 坂 武

甲斐市空き家バンクリフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、甲斐市空き家バンク制度要綱（平成 22 年 3 月 10 日告示第 31 号）に定める空き家バンクへの物件登録並びに市内への移住及び定住を促進するため、空き家のリフォーム工事費用に対し、予算の範囲内において甲斐市空き家バンクリフォーム補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、甲斐市補助金等交付規則（平成 16 年 9 月 1 日規則第 48 号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 甲斐市空き家バンク制度要綱第 4 条の規定により空き家バンクに登録された空き家をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) リフォーム工事 空き家の安全性、居住性、機能性等の維持又は向上のために行う修繕、模様替え、増築等に係る工事をいう。
- (4) 入居者 売買契約の締結により新たに空き家の所有者となることが決定している者又は所有者と賃貸借契約の締結により空き家を賃借することが決定している者をいう。
- (5) 入居予定者 売買契約又は賃貸借契約は未締結だが、売買又は賃借に係る所有者の同意が書面により得られている者で、リフォーム工事が完了するまでに売買契約又は賃貸借契約の締結を行うものをいう。
- (6) 市内施工業者 市内に本社、支社、支店又は営業所等を有する法人及び市内で事業を営む個人事業者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、所有者等、入居者又は入居予定者で、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空き家バンクの物件登録者又は利用登録者
- (2) 空き家の所有者等の3親等以内の親族でない者
- (3) 本市に納付すべき市税等を滞納していない者
- (4) 甲斐市暴力団排除条例(平成27年甲斐市条例第23号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でない者
- (5) 第10条の実績報告書兼請求書を市長に提出するまでの間に、住民票を当該空き家に移すことができる者(入居者又は入居予定者に限る。)

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、リフォーム工事に関し次に掲げる事項のいずれにも該当する経費とする。

- (1) 空き家バンク制度による売買及び賃貸借契約を行う物件に係る経費
- (2) 市内施工業者による居住部分に係るリフォーム工事の経費
- (3) 総額が20万円以上の経費(消費税及び地方消費税の額を含む。)であり、かつ、第7条の規定による補助金の交付申請日の属する年度の3月10日までに終えるリフォーム工事の経費
- (4) 国、県又は市で実施している他の制度による住宅改修に係る補助金等の対象として含まれていない経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、100万円を限度として交付する。

2 補助金は、同一住宅又は同一人に対し、1回に限り交付するものとする。

(交付の申請期間)

第6条 補助金の交付申請を行うことができる期間は、所有者等については空き家バンク登録後から、入居者及び入居予定者については売買契約若しくは賃貸借契約を締結した日又は売買若しくは賃貸借の同意が書面により得られた日から、それぞれ1年を経過するまでの期間とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、甲斐市空き家バンクリフォーム補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム工事に係る費用の明細書及び見積書の写し
- (2) リフォーム工事を行う住宅の外観及び施工予定箇所の写真

- (3) 売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し又は売買若しくは賃貸借の同意が得られたことを証する書類（入居者及び入居予定者に限る。）
- (4) リフォーム工事に係る所有者の同意が得られたことを証する書類（入居者及び入居予定者に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類
（補助金交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、甲斐市空き家バンクリフォーム補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。
（申請内容の変更又は中止等）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲斐市空き家バンクリフォーム補助金申請内容変更承認申請書（様式第3号）に別に定める関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 施行箇所又は施工方法を変更する場合
- (2) 空き家リフォーム工事に要する経費に変更がある場合
- (3) 空き家リフォーム工事を中止又は廃止する場合

- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、甲斐市空き家バンクリフォーム補助金申請内容変更承認通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。
（実績報告等）

第10条 交付決定者は、リフォーム工事が完了した日から30日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、甲斐市空き家バンクリフォーム補助金実績報告書兼請求書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家に転居した後の住民票の写し（入居者及び入居予定者に限る。）
- (2) 工事等に係る費用の領収書の写し
- (3) 工事等を行った箇所の完了後の写真
- (4) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し（申請時において売買又は賃貸借の同意が得られたことを証する書類を提出した者に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、その内容を審査し、適当と

認めたときは、交付決定者に対して補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めた場合、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を請求することができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定条件、法令又はこの告示の規定に違反したとき。
- (3) 所有者等が、補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に空き家を取り壊したとき、又は5年以内に空き家バンク登録を取りやめたとき。
- (4) 入居者又は入居予定者が、補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に転居又は転出をしたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(調査に対する協力)

第13条 交付決定者は、この告示による補助金の交付等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力するものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。